

2022年3月1日

株式交換に関する事後開示書面

(会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号および会社法施行規則第190条に定める書面)

(株式交換完全親会社)

大阪市中央区備後町三丁目2番6号
シキボウ株式会社
代表取締役社長執行役員 尻家 正博

(株式交換完全子会社)

静岡県浜松市西区湖東町1970番地の1
株式会社マーメイド広海
代表取締役 末廣 勝彦

シキボウ株式会社(以下「シキボウ」といいます。)および株式会社マーメイド広海(以下「マーメイド広海」といいます。)は、2022年3月1日を効力発生日として、シキボウを株式交換完全親会社、マーメイド広海を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を行いました。

本株式交換に関する、会社法(以下「法」といいます。)第791条第1項第2号および第801条第3項第3号並びに会社法施行規則(以下「施行規則」といいます。)第190条に定める事後開示事項は以下のとおりです。

1 株式交換が効力を生じた日(施行規則第190条第1号)

2022年3月1日

2 株式交換完全子会社における次に掲げる事項(施行規則第190条第2号)

(1) 法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

マーメイド広海において、法第784条の2の規定による株式交換の差止請求を行った株主はいませんでした。

(2) 法第785条の規定による手続の経過

マーメイド広海は、法第785条第3項および第4項の規定により、マーメイド広海の株主に対し、本株式交換をする旨並びに株式交換完全親会社であるシキボウの商号および住所を、2022年2月1日付で官報公告にて公告いたしました。法第785条第1項の規定に基づき株式買取請求をした株主は、いませんでした。

(3) 法第 787 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

(4) 法第 789 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

3 株式交換完全親会社における次に掲げる事項（施行規則第 190 条第 3 号）

(1) 法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

該当事項はありません。

(2) 法第 797 条の規定による手続の経過

シキボウは、法第 797 条第 3 項および第 4 項並びに社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項の規定に基づき、シキボウの株主に対し、本株式交換をする旨並びに株式交換完全子会社であるマーメイド広海の商号および住所を、2022 年 1 月 31 日付で電子公告にて公告いたしました。なお、本株式交換は、法第 796 条第 2 項本文に規定する場合に該当するため、シキボウの株主は、株式買取請求はできません。

(3) 法第 799 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

4 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（施行規則第 190 条第 4 号）

本株式交換により、シキボウに移転したマーメイド広海の株式の数は、本株式交換によりシキボウがマーメイド広海の発行済株式の全部（但し、シキボウが保有するマーメイド広海の株式を除きます）を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）におけるマーメイド広海の発行済株式総数からシキボウが保有するマーメイド広海の株式の数を除外した 462,400 株です。

5 その他株式交換に関する重要な事項（施行規則第 190 条第 5 号）

(1) シキボウは、法第 796 条第 2 項本文の規定により、株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、法第 796 条第 3 項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知したシキボウの株主はいませんでした。

(2) マーメイド広海は、会社法第 783 条第 1 項の規定により、2022 年 2 月 16 日開催の臨時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。

(3) シキボウは、本株式交換により、基準時のマーメイド広海の株主（但し、シキボウを除きます。）に対し、その保有するマーメイド広海の普通株式 1 株につき 0.40 株の割合をもってシキボウの普通株式を割当交付いたしました。なお、シキボウが割当交付したシキボウの普通株式の合計は、184,960 株です。

(4) 本株式交換により増加するシキボウの資本金および準備金の額は以下のとおりです。

- ① 資本金 0 円
- ② 資本準備金 0 円
- ③ 利益準備金 0 円

以上